

福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 17 号

福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。